

四 半 期 報 告 書

(第70期第 1 四半期)

北沢産業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
【会社名】	北沢産業株式会社
【英訳名】	KITAZAWA SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾 崎 光 行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東二丁目23番10号
【電話番号】	03(5485)5111
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石 塚 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東二丁目23番2号
【電話番号】	03(5485)5020
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石 塚 洋
【縦覧に供する場所】	北沢産業株式会社 大宮支店 (埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目99番5号) 北沢産業株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区都町二丁目12番10号) 北沢産業株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市緑区青砥町623番地1 やま喜ビル102号室) 北沢産業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目44番地) 北沢産業株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市淀川区宮原一丁目17番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第 1 四半期 連結累計期間	第70期 第 1 四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月 30 日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月 30 日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日
売上高 (千円)	3,684,741	3,819,767	16,706,320
経常利益 (千円)	22,909	24,320	413,302
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	2,478	12,500	179,462
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	126,200	△28,013	269,892
純資産額 (千円)	8,267,804	8,290,510	8,411,479
総資産額 (千円)	16,726,775	16,539,308	16,837,272
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	0.13	0.67	9.65
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.4	50.1	50.0

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国や欧州経済など世界経済の減速懸念に加え、英国のEU離脱問題から金融及び株式市場に大きな不安を与え、円高・株安基調を招く等、先行き不透明な状況にあります。

当社グループの主要取引先である外食・中食産業におきましても、消費者の節約志向は依然として強く、また原材料価格の上昇や人手不足による人件費の高騰など不安定な要素も抱え、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のなかで、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は38億19百万円（前年同四半期比3.7%増）、営業利益12百万円（前年同四半期比23.4%増）、経常利益24百万円（前年同四半期比6.2%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益12百万円（前年同四半期比404.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（業務用厨房関連事業）

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は37億37百万円（前年同四半期比3.8%増）、営業利益は1億22百万円（前年同四半期比17.6%増）となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業につきましては、売上高は85百万円（前年同四半期比3.3%減）、営業利益は50百万円（前年同四半期比2.0%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化、また、先行きが不透明な経済環境などめまぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取り組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行ってまいります。また、自社商品を使用して頂くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に対応できる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカーおよびスチーム&コンベクションオーブン等競争力のある商品を重点的に拡販するとともに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極的な営業活動、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社ではPotential Customer（潜在的な力を持つお客様）、Previous Customer（以前のお客様）への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用いた戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において、社員研修を行っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様が大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

(2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記（1）の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

(4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえたものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、本プランを更新いたしました。

本プランは、有効期間を平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,818,257	23,818,257	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	23,818,257	23,818,257	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	23,818,257	—	3,235,546	—	2,964,867

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は、第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,227,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,570,300	185,703	同上
単元未満株式	普通株式 20,857	—	同上
発行済株式総数	23,818,257	—	—
総株主の議決権	—	185,703	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3,700株(議決権の数37個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が18株含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北沢産業株式会社	東京都渋谷区東二丁目23 番10号	5,227,100	—	5,227,100	21.95
計	—	5,227,100	—	5,227,100	21.95

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人ハルタによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,902,520	4,412,939
受取手形及び売掛金	3,383,378	2,635,905
商品	1,337,551	1,303,355
製品	3,623	3,089
仕掛品	10,985	20,185
原材料及び貯蔵品	47,603	52,101
繰延税金資産	111,911	96,854
その他	96,508	105,575
貸倒引当金	△13,624	△10,700
流動資産合計	8,880,457	8,619,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,555,837	2,530,144
機械装置及び運搬具（純額）	138,305	128,974
土地	2,561,589	2,561,589
その他（純額）	178,698	176,246
有形固定資産合計	5,434,430	5,396,954
無形固定資産		
ソフトウェア	29,182	26,890
その他	53,149	53,084
無形固定資産合計	82,331	79,975
投資その他の資産		
投資有価証券	1,904,430	1,852,960
長期預金	200,000	200,000
繰延税金資産	74,698	101,872
その他	400,151	452,822
貸倒引当金	△139,227	△164,583
投資その他の資産合計	2,440,052	2,443,071
固定資産合計	7,956,814	7,920,002
資産合計	16,837,272	16,539,308

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,384,228	4,252,474
短期借入金	※1 2,119,000	※1 2,119,000
未払法人税等	104,352	29,880
賞与引当金	97,404	15,211
厚生年金基金解散損失引当金	111,146	111,146
その他	309,090	411,242
流動負債合計	7,125,223	6,938,955
固定負債		
退職給付に係る負債	981,985	989,745
役員退職慰労引当金	296,876	296,876
その他	21,706	23,220
固定負債合計	1,300,569	1,309,842
負債合計	8,425,793	8,248,798
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,235,546	3,235,546
資本剰余金	2,965,130	2,965,130
利益剰余金	2,441,394	2,360,939
自己株式	△942,185	△942,185
株主資本合計	7,699,886	7,619,431
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	714,969	673,612
退職給付に係る調整累計額	△3,376	△2,532
その他の包括利益累計額合計	711,592	671,079
純資産合計	8,411,479	8,290,510
負債純資産合計	16,837,272	16,539,308

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	3,684,741	3,819,767
売上原価	2,806,377	2,879,473
売上総利益	878,363	940,294
販売費及び一般管理費	868,621	928,269
営業利益	9,741	12,024
営業外収益		
受取利息	157	16
受取配当金	8,709	11,459
受取家賃	2,339	2,123
為替差益	-	2,186
その他	8,197	3,832
営業外収益合計	19,403	19,618
営業外費用		
支払利息	3,608	3,885
支払手数料	2,253	3,436
為替差損	373	-
営業外費用合計	6,236	7,322
経常利益	22,909	24,320
特別損失		
固定資産除却損	53	29
固定資産売却損	101	17
特別損失合計	154	47
税金等調整前四半期純利益	22,755	24,273
法人税、住民税及び事業税	23,056	6,009
法人税等調整額	△2,779	5,764
法人税等合計	20,276	11,773
四半期純利益	2,478	12,500
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,478	12,500

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	2,478	12,500
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124,509	△41,357
退職給付に係る調整額	△787	844
その他の包括利益合計	123,722	△40,513
四半期包括利益	126,200	△28,013
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	126,200	△28,013
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

（会計方針の変更）

（平成28年度の税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
当座貸越極度限度額及び 貸出コミットメントの総額	3,600,000千円	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	59,920千円	64,752千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	92,956	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	92,955	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	業務用厨房 関連事業	不動産 賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,599,627	85,113	3,684,741	—	3,684,741
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	3,672	3,672	△3,672	—
計	3,599,627	88,786	3,688,413	△3,672	3,684,741
セグメント利益	103,838	51,512	155,351	△145,609	9,741

(注) 1 セグメント利益の調整額△145,609千円には、全社費用△147,188千円が含まれております。
全社費用は主にセグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	業務用厨房 関連事業	不動産 賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,737,562	82,205	3,819,767	—	3,819,767
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	3,672	3,672	△3,672	—
計	3,737,562	85,878	3,823,440	△3,672	3,819,767
セグメント利益	122,092	50,483	172,575	△160,550	12,024

(注) 1 セグメント利益の調整額△160,550千円には、全社費用△162,380千円が含まれております。
全社費用は主にセグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円13銭	0円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額	2,478千円	12,500千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円	— 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額	2,478千円	12,500千円
普通株式の期中平均株式数	18,591,219株	18,591,139株

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月12日

北沢産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人ハルタ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 中 島 正 人 ㊞

公認会計士 高 橋 正 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北沢産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【会社名】	北沢産業株式会社
【英訳名】	KITAZAWA SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾 崎 光 行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当無し
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東二丁目23番10号
【縦覧に供する場所】	北沢産業株式会社 大宮支店 (埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目99番5号) 北沢産業株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区都町二丁目12番10号) 北沢産業株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市緑区青砥町623番地1 やま喜ビル102号室) 北沢産業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市名東区平和が丘五丁目44番地) 北沢産業株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市淀川区宮原一丁目17番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 尾崎光行は、当社の第70期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。